

第 2 期三戸町地域福祉計画
第 2 期三戸町地域福祉活動計画
(令和 3 年度～令和 7 年度)

～つながりを大切に みんなで支え合うまち さんのへ～

令和 3 年 3 月
三戸町・三戸町社会福祉協議会

「つながりを大切に みんなで支え合うまち さんのへ」をめざして

2020年、私たちは新型コロナウイルス感染症の感染拡大という課題に直面しました。目に見えない脅威にさらされるなか、人とひとの距離をとらなければならないという、地域福祉の基本となる人とのつながりが薄れ、我慢を強いられるなかでの生活における虐待や生活困窮者の増加など、新たな生活課題が生じています。

また、少子高齢化や単身世帯の増加、地域との関わりの希薄化など、既存の生活課題とも絡み合い、地域住民が抱える生活課題は今後ますます多様化、複雑化していくことから、これらの問題解決のために、住民・行政・福祉関係者等の協働による地域福祉の推進が、一層求められる時代となりました。

本町では平成29年度に「地域、みんなで支え合うまちづくり」を基本理念に掲げ、「三戸町地域福祉計画」を策定し、皆さまのご協力のもと、地域活動やボランティアに参加する人が約17%増加するなど、地域福祉活動の推進に一定の成果を上げてまいりました。

今回、これまでの成果や新たな課題等計画を見直し、「つながりを大切にみんなで支え合うまち さんのへ」を新たな基本理念とし、「第2期三戸町地域福祉計画」を策定いたしました。また、今期計画では、三戸町と三戸町社会福祉協議会が連携し、町の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体的に策定し、より一層の地域福祉の推進に努めていくこととしました。

本計画では、「地域福祉の基盤づくり」「孤立しない・させないまちづくり」「安心して暮らせるまちづくり」という3つの基本目標を掲げました。町民の皆さまと各関係機関や団体等が、行政や社会福祉協議会と連携し、つながり、支え合うことで、安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

結びに、この計画策定にあたり、ご尽力いただきました「三戸町地域福祉計画等策定委員会」の皆さま、貴重なご意見やご提言をいただきました町民の皆さまや関係者の皆さまに心からお礼申し上げますとともに、今後ともこの計画の推進にあたりまして、ご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和3年3月

三戸町長 松尾和彦

私たちは、誰もが、家族や隣近所の人、気の合う友人など様々な人と関わり合いながら住み慣れた地域で安心して暮らしたいという願いを持っています。

しかしながら、少子高齢化に伴う人口減少と核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、価値観やライフスタイルの多様化などを背景に、地域における生活課題は複雑化・多様化し、福祉サービスだけでは解決できない、制度の狭間にある課題も顕在化してきました。

こうした課題の解決に取り組んでいくためには、子どもから障がいのある人、高齢者まで、誰もがいきがいをもち、その人らしい役割を担いながら、地域で互い支え合う「地域共生社会」の実現と支え合いを基盤にした地域福祉の推進が不可欠であります。

このような現状を踏まえ、社会福祉協議会では、これからの地域福祉の指針である「三戸町地域福祉活動計画」を町の行政計画である「三戸町地域福祉計画」と一体的に策定しました。前回の計画では、町と協働でアンケート調査を行い、実態の把握に努めたものの、計画自体は社会福祉協議会が単独で策定したものであり、この度「第2期三戸町地域福祉計画・第2期三戸町地域福祉活動計画」として一体的に策定したことで、本計画の共通理念である「つながりを大切に みんなで支え合う町 さんのへ」のもと、町との連携を強め、地域福祉推進の新たな一歩を踏み出せることを大変心強く感じております。

本計画は、町の取り組み、社会福祉協議会の取り組みに、町民の皆さまにお願いした事項も加えて策定いたしました。今後の計画実現に向け、これまで取り組んできた地域福祉活動がより充実したものとなるよう、役職員一同取り組んでまいります。また、計画が目指す地域共生社会実現のためには、町や社会福祉協議会のような福祉関係者だけでなく、町民の皆さまの積極的な参画がなくてはなりません。町民の皆さまには、一層のご理解とご協力をお願いするとともに、地域活動への積極的なご参加をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご審議をいただきました三戸町地域福祉計画等策定委員会の皆さま、アンケートにご協力くださった町民の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人 三戸町社会福祉協議会
会長 関 向 文 男

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	3

第2章 三戸町の現状

1	人口の推移	4
2	年齢別人口の推移	5
3	行政区ごとの人口及び65歳以上の人口	6
4	世帯の内訳の推移	10
5	出生数の推移	11
6	合計特殊出生率の推移	11
7	要介護認定者の推移	12
8	障がい者手帳所持者数の推移	13
9	ひとり親世帯の推移	14
10	生活保護受給世帯数の推移	15
11	高齢者の虐待件数の推移	16
12	障がい者虐待件数の推移	16
13	児童相談（虐待）件数の推移	17
14	心配ごと相談件数・内容	18
15	生活困窮者の状況	19

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	20
2	基本目標	21
3	施策の体系	22

第4章 地域福祉推進施策の展開

基本目標1 地域福祉の基盤づくり

活動方針(1)	支え合いの気運づくり	23
活動方針(2)	福祉意識の啓発	24
活動方針(3)	人材育成と活動支援・地域交流の促進	26
活動方針(4)	地域福祉推進の強化	28
評価指標		29

基本目標2 孤立しない・させないまちづくり

活動方針(1) わかりやすい情報発信と一人ひとりに寄り添う 相談体制の充実	30
活動方針(2) 支援が必要な方を支える福祉サービスの充実	33
評価指標	34

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

活動方針(1) お互いに思いやり、認めあえるまちづくり	35
活動方針(2) いざというときに助けあえる仕組みづくり	36
活動方針(3) 住みやすい生活環境づくり	37
評価指標	37

◇資料編

1 三戸町地域福祉計画等策定委員会設置要綱	38
2 三戸町地域福祉計画の策定経過	40
3 三戸町地域福祉計画等策定委員会委員名簿	41

「障害」の「害」表記について

当町では、「害」という漢字が、不快感を与えるおそれがあることから、法令や制度等に用いられる場合を除いて、原則として「障害」の「害」の字をひらがなで表記しています。

そのため、本計画では、「障害」と「障がい」の表記が混在しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や人口減少、単身世帯等が増加していくなかで、地域・家庭・職場などで支え合いの基盤が弱まってきています。また、社会的な孤立などの影響により、虐待、ひきこもり、貧困などの問題が生じており、これらは様々に絡み合って複雑化し、個人や世帯で複数の問題を抱えるなど複合化している状況もあります。さらには、制度の狭間に対する課題や社会的孤立の課題が浮き彫りとなっている現状もあります。

これまでの福祉は、高齢者・障がい者・子どもなど、対象ごとの施策充実が図られてきました。しかし、このような情勢の中で、公的な役割は「縦割り」から「包括的」に取り組むことが求められるようになり、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、地域の様々な課題に向き合い取り組むことで、地域全体の暮らしが向上する地域共生社会の実現を目指していくことが求められています。

2 計画の位置付け

「三戸町地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として、地域福祉の推進に関する事項を基本に策定するものです。三戸町総合振興計画を上位計画とし、高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの分野別計画の上位計画として位置づけられます。

一方、「三戸町地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進役である町社会福祉協議会が町民と一体となって町社会福祉協議会の活動及び事業の推進を目的とする団体などとともに取り組むための行動計画となります。

本町では、地域福祉の理念や施策と活動の方向性を共有し、町と町社会福祉協議会とが連携し、地域の社会資源発掘と社会福祉協議会のノウハウを生かしながら実践に移せるよう、2つの計画を一体的に策定いたしました。

三戸町地域福祉計画・三戸町地域福祉活動計画の位置づけのイメージ

第5次三戸町総合振興計画

基本理念

みんなが集う みんなで創る みんなを笑顔に
美しいふるさと さんのへ

基本目標

1. 安全で快適な生活基盤を備えたまちづくり(生活・環境)
2. 農商工・活力あふれるまちづくり(産業)
3. 支え合い、安心して暮らせる「健幸」のまちづくり(保健・医療・福祉)
4. 歴史を知り、文化を紡ぎ、生きる力を育むまちづくり(教育・文化)



三戸町地域福祉計画・三戸町地域福祉活動計画

(町)

(町社会福祉協議会等地域福祉団体)



「つながりを大切に みんなで支え合うまち さんのへ」

- 三戸町高齢者保健福祉計画
- 三戸町介護保険事業計画
- 三戸町障がい福祉計画・三戸町障がい児福祉計画
- 三戸町子ども・子育て支援事業計画
- 健康さんのへ21
- 三戸町地域防災計画
- その他関連計画

3 計画の期間

本計画の計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、町及び町社会福祉協議会を取り巻く現状や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、福祉関係者や学識経験者、地域活動の関係者、行政等で構成する「三戸町地域福祉計画等策定委員会」において、審議、検討を行いました。

また、本計画に幅広く町民の意見を反映するためにアンケート調査を行い、計画策定の参考とするとともに、計画案についてパブリックコメントを実施しました。

■アンケート調査概要

調査対象	20歳以上の町民の中から無作為に1,000人を抽出 一般町民650名 障害者手帳所持者150名 要介護認定者200名
調査方法	郵送による配布、回収
調査期間	令和2年9月18日から10月16日まで
回収状況	有効回収票533票（有効回収率53.3%）

■パブリックコメントの実施期間

令和3年2月15日～令和3年3月16日

第2章 三戸町の現状

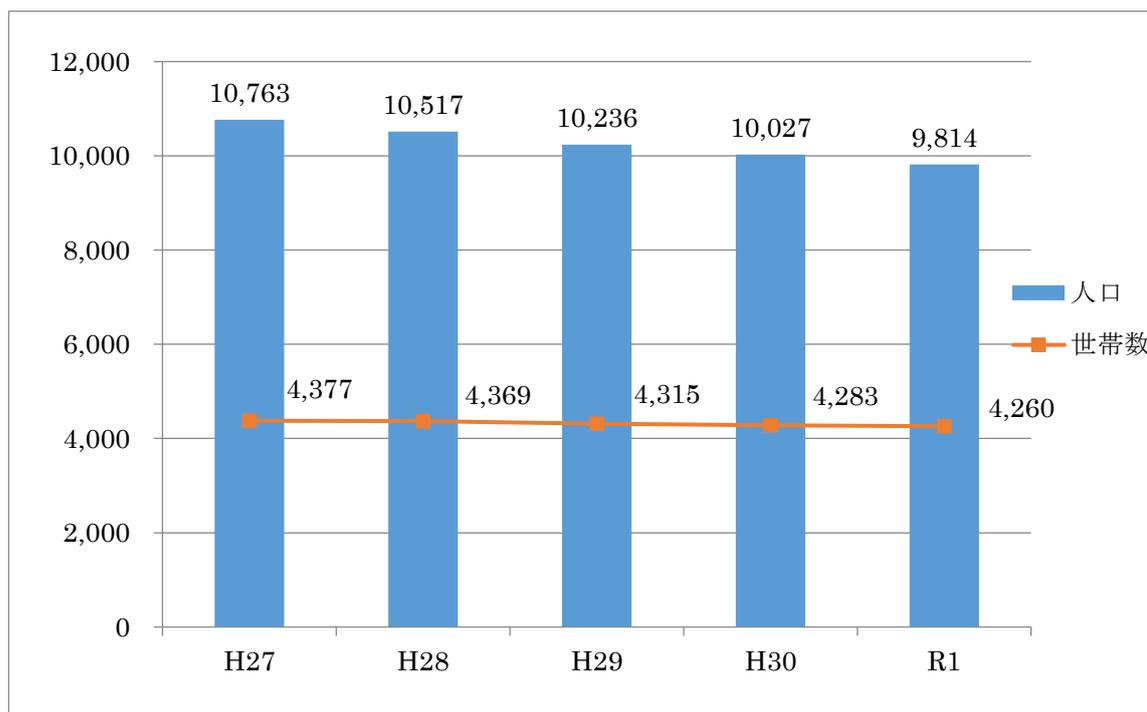
1 人口の推移

本町の人口は、令和元年度に 10,000 人を割り 9,814 人となりました。平成 27 年度と比較すると 949 人減少（-8.8%）しています。

世帯数は 5 年間で 117 世帯（-2.7%）減少しました。

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
人口	10,763	10,517	10,236	10,027	9,814
世帯数	4,377	4,369	4,315	4,283	4,260
1 世帯あたりの人数	2.46	2.41	2.37	2.34	2.30

（住民福祉課：三戸町人口動態統計調査 各年度 3 月 31 日時点）

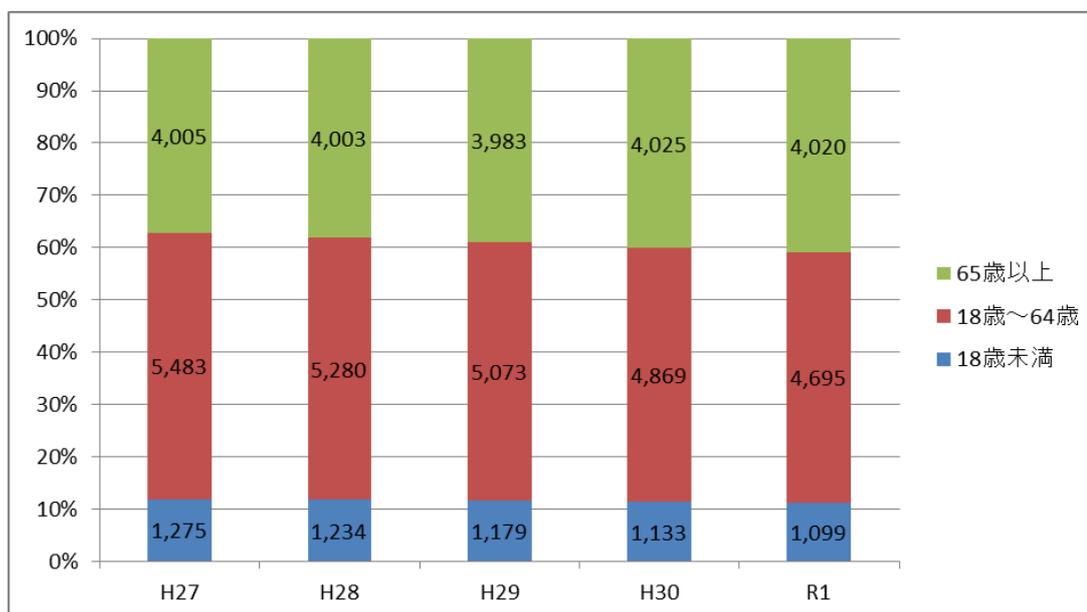


2 年齢別人口の推移

年齢別人口で見ると、18歳未満は、令和元年度は1,099人となり平成27年度の1,275人から176人減少(-13.8%)しています。18歳から64歳は、令和元年度は4,695人となり平成27年度の5,483人から788人減少(-14.4%)しています。65歳以上は横ばいとなっており、少子高齢化が進んでいることが分かります。

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
18歳未満	1,275	1,234	1,179	1,133	1,099
18歳～64歳	5,483	5,280	5,073	4,869	4,695
65歳以上	4,005	4,003	3,983	4,025	4,020
計	10,763	10,517	10,235	10,027	9,814

(住民福祉課：三戸町人口動態統計調査 各年度3月31日時点)



3 行政区ごとの人口及び65歳以上の人口

網掛けが高齢化率 50%以上の行政区です。全地区において前回調査の平成29年4月1日時点では36区域だったのが、令和2年3月末現在は51区域と15区域増えました。また、高齢化率をみると、前回の38.1%から41.0%と3年間で2.9%増加しています。

(令和2年3月末現在)

	番号	行政区名	性別	区域内人口	65歳以上	高齢化率
三戸地区	101	上同心町	男	376	137	36.4%
			女	427	188	44.0%
	102	同心町	男	184	69	37.5%
			女	217	95	43.8%
	103	上八日町	男	56	16	28.6%
			女	64	29	45.3%
	104	下八日町	男	22	6	27.3%
			女	34	20	58.8%
	105	馬喰町	男	6	2	33.3%
			女	10	4	40.0%
	106	上在府小路町	男	43	14	32.6%
			女	54	28	51.9%
	107	下在府小路町	男	58	26	44.8%
			女	76	48	63.2%
	108	上二日町	男	34	13	38.2%
			女	38	23	60.5%
	109	下二日町	男	193	59	30.6%
			女	208	93	44.7%
	110	六日町	男	185	77	41.6%
			女	206	112	54.4%
	111	松原	男	250	79	31.6%
			女	283	106	37.5%
112	久慈町	男	394	125	31.7%	
		女	416	168	40.4%	
113	元木平	男	384	123	32.0%	
		女	414	181	43.7%	
114	境沢	男	53	19	35.8%	
		女	59	28	47.5%	
115	川代	男	43	16	37.2%	
		女	42	18	42.9%	
計				4,829	1,922	39.8%

	番号	行政区名	性別	区域内人口	65歳以上	高齢化率
留崎地区	201	桐菽	男	365	95	26.0%
			女	416	156	37.5%
	202	雷平	男	170	62	36.5%
			女	213	91	42.7%
	203	箸木山	男	41	22	53.7%
			女	40	27	67.5%
	204	留ヶ崎	男	16	6	37.5%
			女	23	11	47.8%
	205	館	男	60	22	36.7%
			女	63	29	46.0%
	206	細谷	男	123	42	34.1%
			女	113	49	43.4%
	207	泉山	男	87	27	31.0%
			女	90	46	51.1%
	208	栄町	男	52	21	40.4%
			女	48	27	56.3%
	209	遠藤	男	30	11	36.7%
			女	30	14	46.7%
	210	小中島	男	19	11	57.9%
			女	17	12	70.6%
	211	上目時	男	82	20	24.4%
			女	67	38	56.7%
	212	下目時	男	120	48	40.0%
			女	116	57	49.1%
	213	沼尻	男	35	10	28.6%
			女	35	14	40.0%
	214	中崎	男	1	1	100.0%
			女	2	2	100.0%
215	金洗沢	男	1	1	100.0%	
		女	2	1	50.0%	
216	銀南木	男	3	1	33.3%	
		女	1	1	100.0%	
計				2,481	975	39.3%

	番号	行政区名	性別	区域内人口	65歳以上	高齢化率
斗川地区	301	沼ノ久保	男	40	13	32.5%
			女	35	10	28.6%
	302	上本村	男	53	26	49.1%
			女	50	28	56.0%
	303	中本村	男	48	13	27.1%
			女	44	21	47.7%
	304	下本村	男	57	24	42.1%
			女	61	35	57.4%
	305	茨沢	男	5	3	60.0%
			女	2	2	100.0%
	306	中堤	男	48	19	39.6%
			女	43	19	44.2%
	307	高間館	男	34	11	32.4%
			女	37	14	37.8%
	308	松山	男	20	11	55.0%
			女	27	12	44.4%
	309	椀ノ木	男	20	9	45.0%
			女	26	9	34.6%
	310	野月	男	33	14	42.4%
			女	25	16	64.0%
	311	武士沢	男	41	16	39.0%
			女	49	21	42.9%
	312	沢田	男	52	33	63.5%
			女	80	63	78.8%
	313	豊川	男	70	26	37.1%
			女	65	38	58.5%
	314	田ノ沢	男	8	3	37.5%
			女	4	2	50.0%
	315	久保住宅団地	男	21	11	52.4%
			女	22	12	54.5%
	316	久保	男	49	13	26.5%
			女	53	21	39.6%
317	玉ノ木	男	25	8	32.0%	
		女	38	20	52.6%	
318	北向	男	29	13	44.8%	
		女	31	18	58.1%	
319	別当沢	男	12	5	41.7%	
		女	15	8	53.3%	
320	大谷地	男	24	13	54.2%	
		女	24	14	58.3%	
321	団子坂	男	18	9	50.0%	
		女	10	5	50.0%	
322	大舌	男	36	14	38.9%	
		女	27	14	51.9%	
323	乗上	男	8	4	50.0%	
		女	10	7	70.0%	
	計			1,529	720	47.1%

	番号	行政区名	性別	区域内人口	65歳以上	高齢化率
猿辺地区	401	文治屋敷	男	23	10	43.5%
			女	25	13	52.0%
	402	袴田	男	45	18	40.0%
			女	56	26	46.4%
	403	一ノ渡	男	19	6	31.6%
			女	14	9	64.3%
	404	下田	男	54	20	37.0%
			女	60	29	48.3%
	405	貝守	男	73	18	24.7%
			女	79	28	35.4%
	406	中村	男	58	17	29.3%
			女	47	19	40.4%
	407	大平	男	42	16	38.1%
			女	27	13	48.1%
	408	老久保	男	24	7	29.2%
			女	37	16	43.2%
	409	二五山	男	14	4	28.6%
			女	17	7	41.2%
	410	泉	男	14	4	28.6%
			女	16	11	68.8%
	411	杉沢	男	20	10	50.0%
			女	14	10	71.4%
	412	葛子平	男	18	7	38.9%
			女	27	9	33.3%
	413	下川原	男	15	7	46.7%
			女	17	10	58.8%
	414	蛇沼大平	男	7	1	14.3%
			女	7	4	57.1%
415	蛇沼本村	男	18	10	55.6%	
		女	18	11	61.1%	
416	清座久保	男	24	10	41.7%	
		女	20	10	50.0%	
417	蛇沼中山	男	0	0	0.0%	
		女	1	1	100.0%	
418	横沢	男	13	5	38.5%	
		女	12	7	58.3%	
計				975	403	41.3%
総合計				9,814	4,020	41.0%

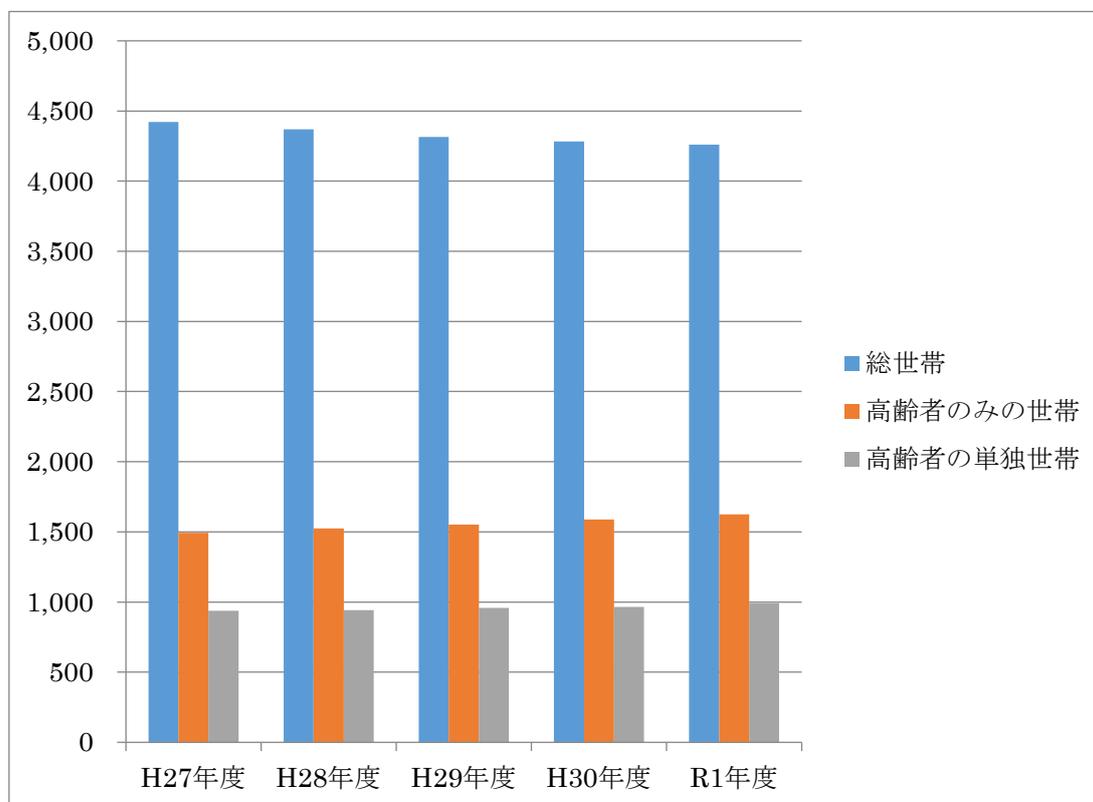
4 世帯の内訳の推移

総世帯数は、令和2年3月31日現在4,260世帯で平成28年3月31日現在4,422世帯から162世帯減少(-3.7%)しています。しかし、高齢者のみの世帯、高齢者の単独世帯については、平成28年3月31日現在の2,431世帯から令和2年3月31日現在が2,617世帯と、186世帯増加しました。

総世帯は減っているものの、高齢者世帯が増えており、本町の高齢化が進んでいるのが顕著に分かります。

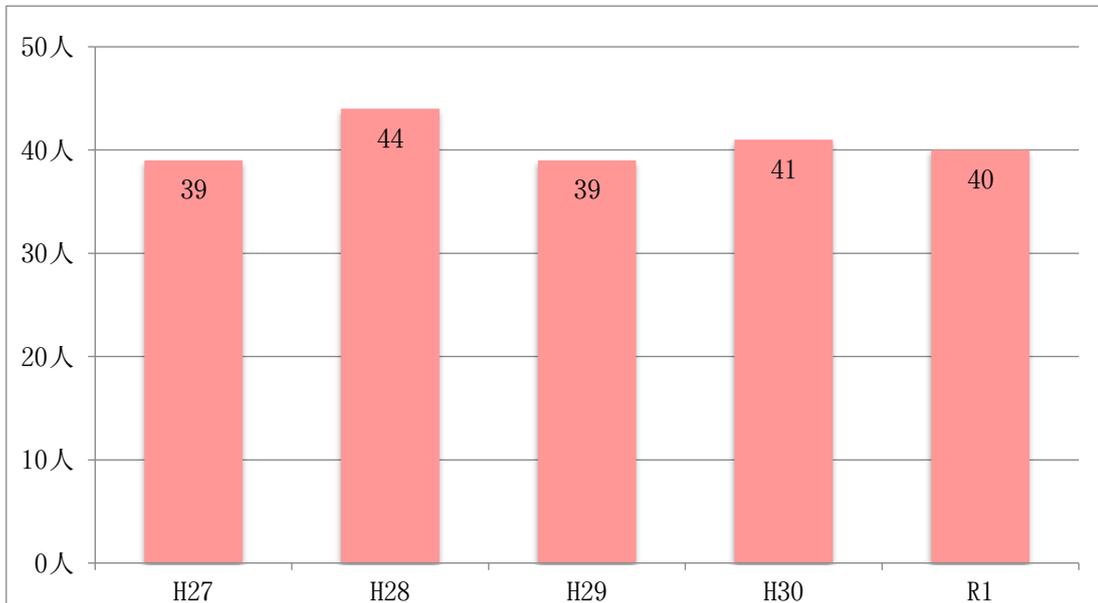
区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
総世帯	4,422	4,369	4,315	4,283	4,260
高齢者のみの世帯	1,494	1,524	1,552	1,589	1,625
高齢者の単独世帯	937	943	958	966	992

(住民福祉課：各年度3月31日時点)



5 出生数の推移

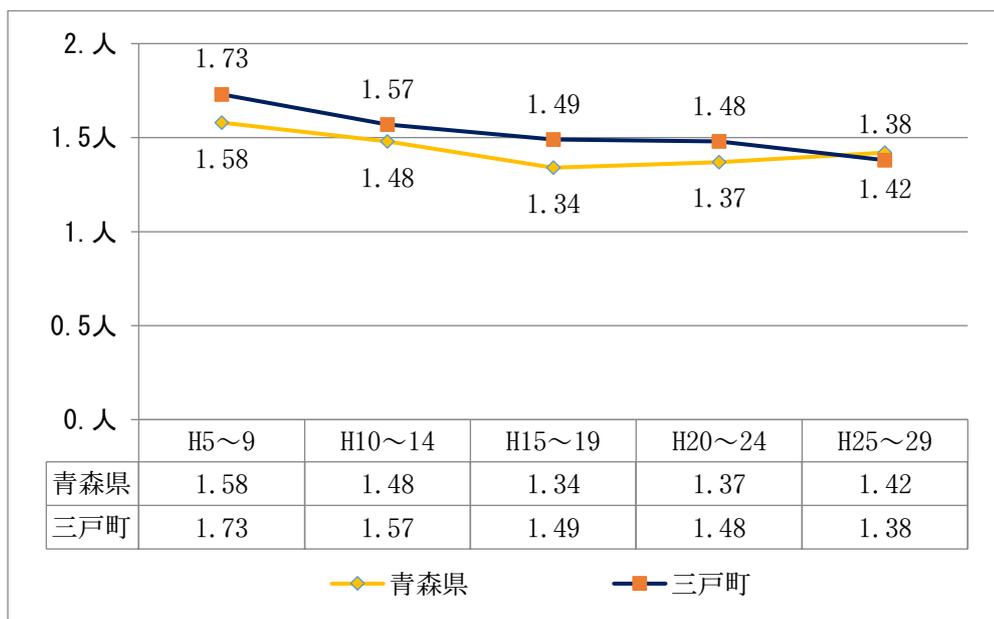
本町の出生数は、平成 27 年度は 39 人、令和元年度は 40 人となりました。直近 5 年間は横ばいの状態が続いています。



(H27 年度～H30 年度：人口動態統計 R1 年度：三戸町住民基本台帳 R2.3.31 時点)

6 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率(女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数)は、以前として減少が続いているのに対し、青森県全体では平成 20 年から上昇傾向に転じています。



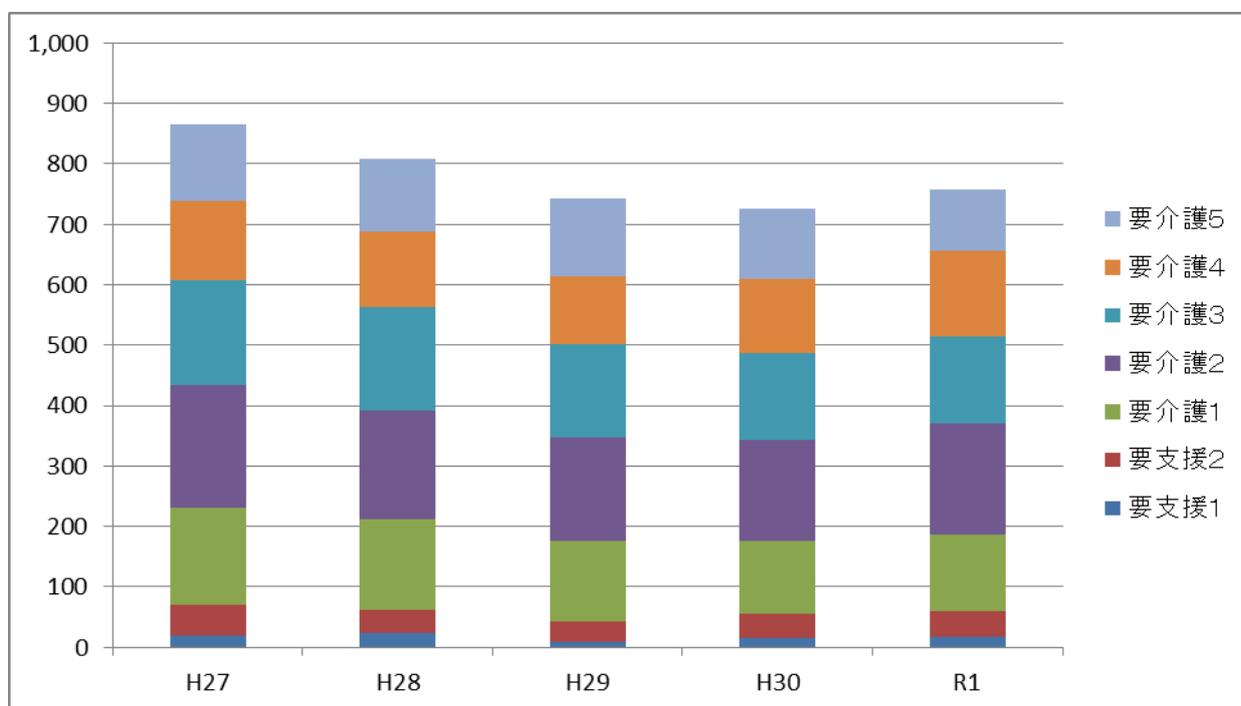
(厚生労働省：人口動態統計)

7 要介護認定者の推移

健康推進課で行っている介護予防事業（百歳体操）の効果で要介護認定者は減少傾向となっていました。令和元年度は85歳以上の人口が増加したことに伴い、要介護認定者も増加しました。

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
要支援1	20	23	10	15	17
要支援2	50	39	33	40	43
要介護1	161	150	133	121	127
要介護2	202	179	172	167	184
要介護3	174	172	154	144	144
要介護4	132	124	112	122	141
要介護5	126	121	128	117	102
計	865	808	742	726	758

（健康推進課：各年度3月31日時点）



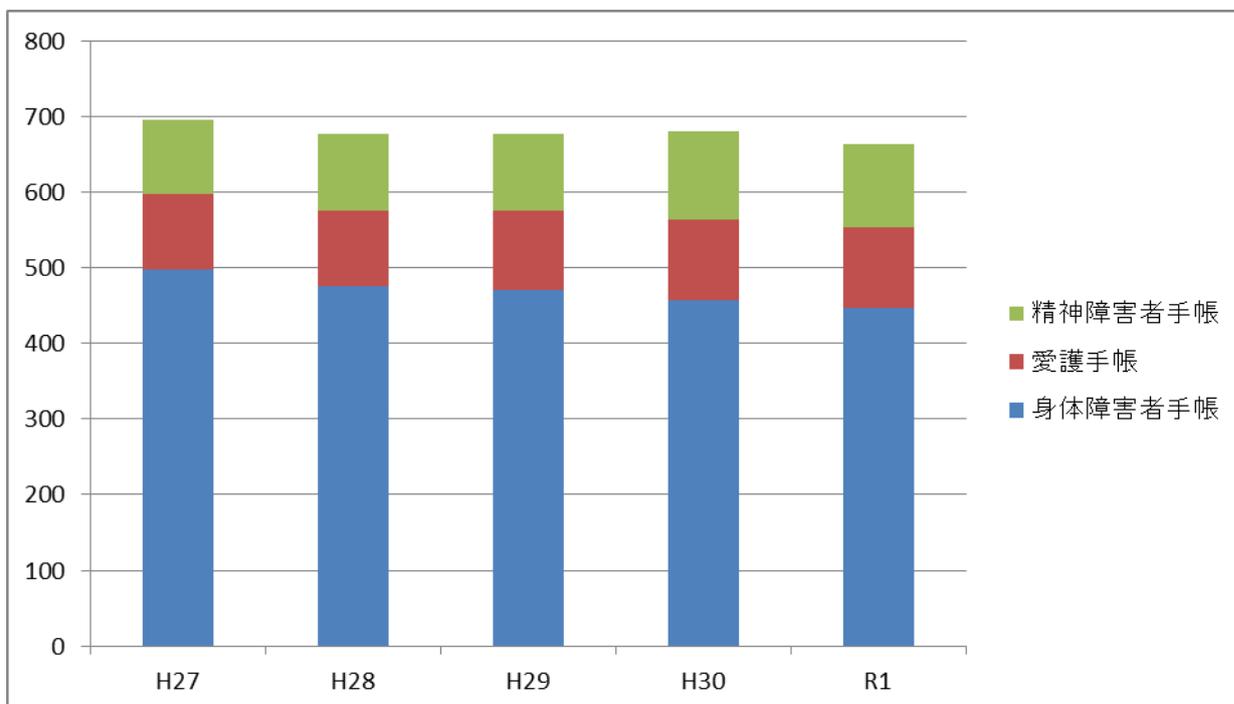
8 障がい者手帳所持者数の推移

平成 27 年度と令和元年度の身体障害者手帳所持者を比較すると、平成 27 年度は 498 人でしたが、令和元年度は 446 人と、52 人減少しています。しかし、総人口に対する身体障害者手帳の割合を見ると、平成 27 年度は 4.6%、令和元年度は 4.5%で 5 年間を通してほぼ変化していません。

愛護手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は平成 27 年度と令和元年度を比較して愛護手帳は 8 人（8.1%増）、精神障害者保健福祉手帳は 12 人（12.2%）増加しています。

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
身体障害者手帳	498	476	471	457	446
愛護手帳	99	100	104	107	107
精神障害者保健福祉手帳	98	101	101	116	110
計	695	677	676	680	663

（住民福祉課：各年度 3 月 31 日時点）

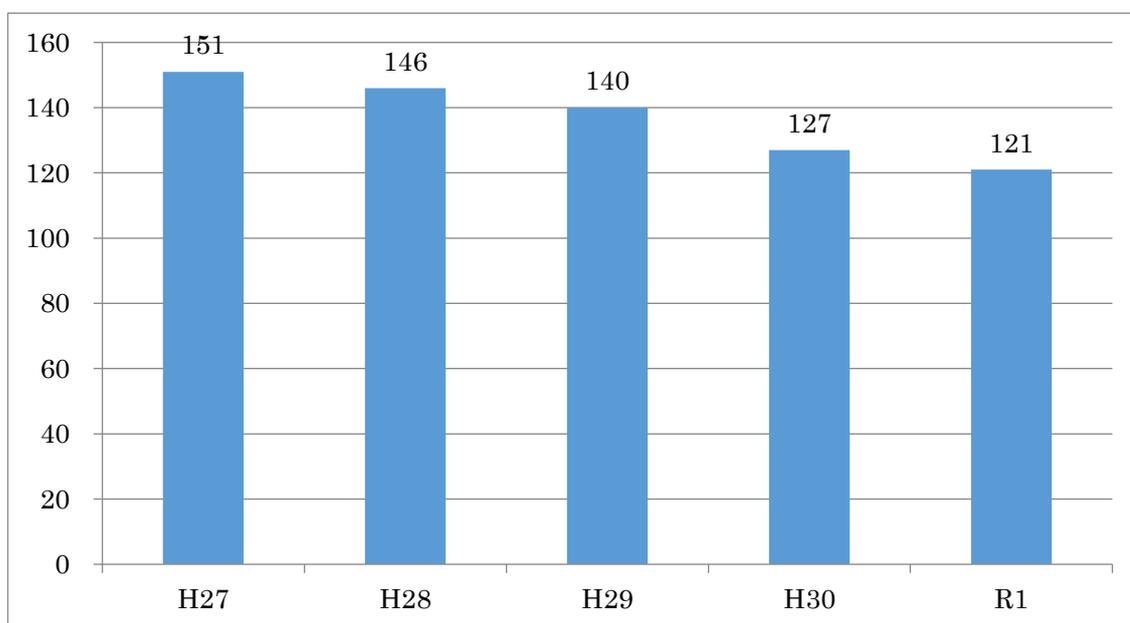


9 ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数は、平成 27 年度と令和元年度を比較すると、平成 27 年度は 151 世帯でしたが、令和元年度は 121 世帯と、30 世帯減少しています。

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
ひとり親世帯数	151	146	140	127	121
総世帯数に対する割合	3.4%	3.3%	3.2%	3.0%	2.7%

(住民福祉課：各年度 3 月 31 日時点)

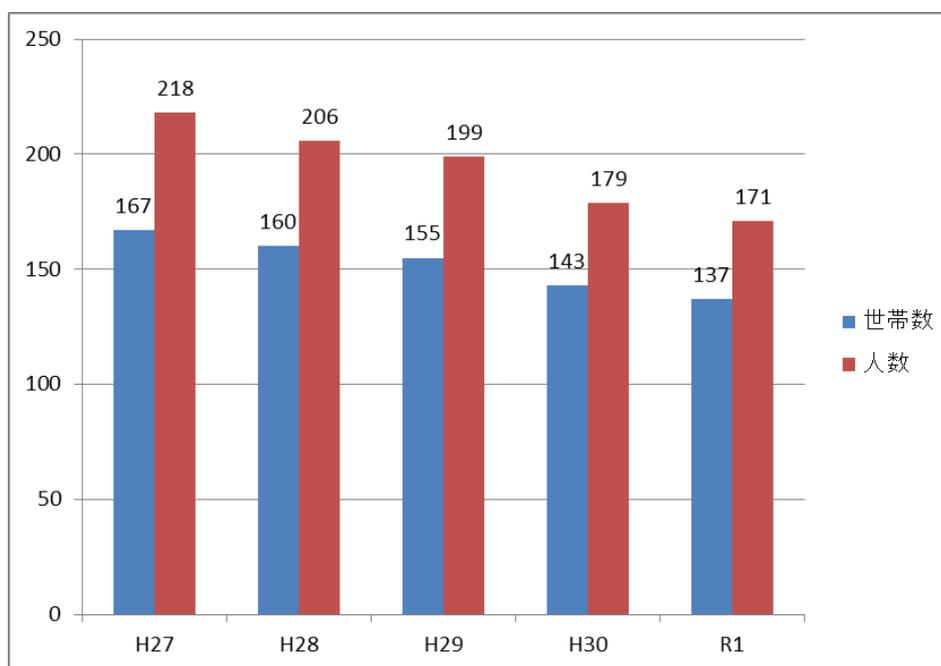


10 生活保護受給世帯数の推移

生活保護受給世帯と人数は、毎年減少傾向にあります。

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
世帯数	167	160	155	143	137
人数	218	206	199	179	171
保護率	21.4%	20.6%	20.5%	19.0%	18.5%

(三八地域県民局地域健康福祉部：各年度 3 月 31 日時点)



1 1 高齢者の虐待件数の推移

本町で把握している高齢者虐待件数は、平成 28 年度以降大きな変動はありませんが、今後も虐待の予防や発見した場合の通報義務等の周知に努めていかなければなりません。

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
身体的虐待	0	1	2	0	0
介護・世話の放棄・放任	2	0	0	0	1
心理的虐待	1	0	1	0	0
性的虐待	0	0	0	0	0
経済的虐待	3	0	0	0	1
計	6	1	3	0	2

(健康推進課：各年度 3 月 31 日時点)

1 2 障がい者虐待件数の推移

平成 24 年 10 月から障害者虐待防止法が施行され、本町においても、ここ 5 年間で 2 件の虐待が報告されています。

今後も、虐待の予防や発見した場合の通報義務等の周知に努めていかなければなりません。

区分	H27	H28	H29	H30	R1
身体的虐待	0	1	0	1	0
性的虐待	0	0	0	0	0
心理的虐待	0	0	0	0	0
放棄・放置	0	0	0	0	0
経済的虐待	0	0	0	0	0
計	0	1	0	1	0

(住民福祉課：各年度 3 月 31 日時点)

1.3 児童相談（虐待）件数の推移

本町の児童相談受付件数は年々増加しています。全国的には児童虐待の件数は毎年過去最高を更新しており、増加の背景には、虐待そのものが増えたことに加え、社会的意識の高まりにより相談・通告件数が増えたことも大きな要因と考えられています。この傾向は本町においても例外ではありません。

■ 三戸町児童相談受付状況

年度	相談件数	相談内訳					
		養護相談		非行相談	育成相談		その他の相談
		児童虐待相談	その他の相談	ぐ犯行為相談	不登校相談	育児・しつけ相談	
27年度	2	0	2	0	0	0	0
28年度	5	2	1	0	2	0	0
29年度	4	2	1	0	1	0	0
30年度	6	1	3	0	1	0	1
令和元年度	7	6	1	0	0	0	0

■ 三戸町児童家庭相談相談経路

年度	県福祉事務所	町保健センター	児童相談所	保育所	学校	児童委員	近隣・知人	家族・親戚
27年度	0	0	0	0	0	0	0	0
28年度	0	0	0	1	2	0	0	2
29年度	0	1	0	0	1	0	1	1
30年度	0	0	1	0	4	0	0	1
令和元年度	0	0	2	2	2	0	1	0

■ 虐待相談の主な虐待者

年度	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他
27年度	0	0	0	0	0
28年度	0	1	1	0	0
29年度	1	0	1	0	0
30年度	1	0	0	0	0
令和元年度	0	1	5	0	0

1.4 心配ごと相談件数・内容

心配ごとの相談件数は年度によって増減がありますが、平成 27 年度の 25 件に対し、令和元年度は 13 件と減少傾向にあります。また、相談の内容も年度によって大きくばらつきがあり、特定の傾向は見られませんが、「苦情」や「家族」「財産」に関する相談が比較的多い一方で「老人福祉」に関する相談は過去 5 年間で 0 件となっています。件数は減少傾向にあるものの、今後も相談所開設日の周知に努めていく必要があります。

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
生計	1	1	0	0	1
年金	1	0	1	0	0
住宅	3	2	1	0	0
家族	1	1	0	0	6
離婚	0	0	0	1	0
健康・衛生	0	1	0	0	0
医療	1	1	1	0	0
精神衛生	1	0	5	0	0
人権・法律	0	0	0	0	1
財産	2	0	0	1	5
事故	0	1	0	0	0
身心障害者児福祉	0	1	0	0	0
老人福祉	0	0	0	0	0
苦情	4	2	5	1	0
その他	11	1	4	2	0
計	25	11	17	5	13

(町社会福祉協議会：各年度 3 月 31 日時点)

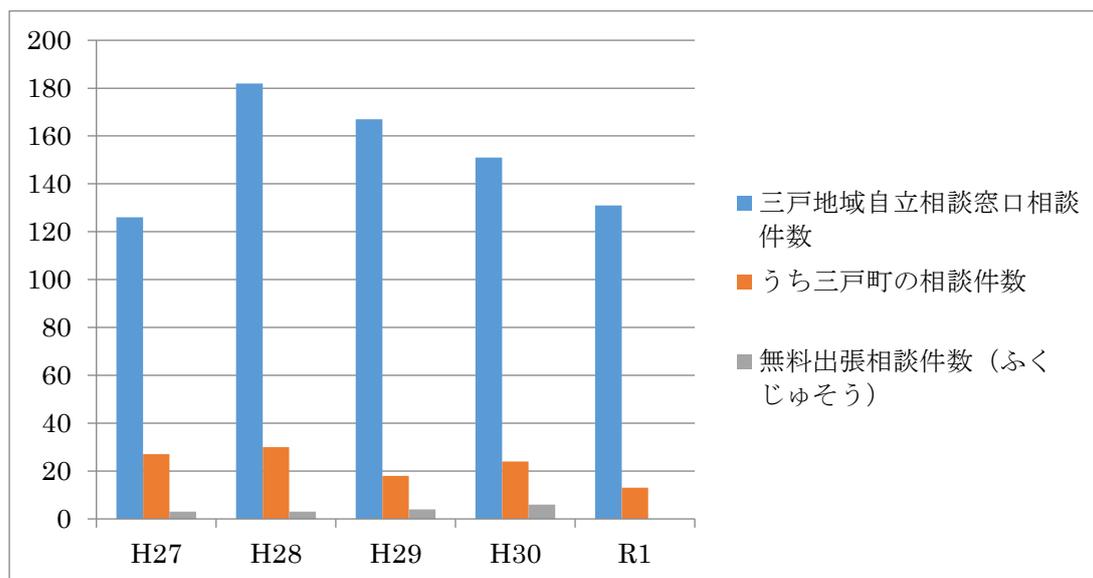
1 5 生活困窮者の状況

平成 27 年 4 月 1 日から生活困窮者自立支援制度がスタートし、生活困窮された方の窓口として三戸地域自立相談窓口が設置されています。

令和元年度の 13 件は、7 町村（おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村）中、三戸町は 5 番目の相談件数となっています。

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
三戸地域自立相談窓口相談件数	126	182	167	151	131
うち三戸町の相談件数	27	30	18	24	13
無料出張相談件数（ふくじゅそう）	3	3	4	6	0

（三戸地域自立相談窓口：各年度 3 月 31 日時点）



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町の総合振興計画では、まちの将来像を「みんなが集う みんなで創る みんなを笑顔に 美しいふるさと さんのへ」と掲げ、町民一人ひとりが地域社会の一員として集い、共生・協働のまちを創出することで、「生涯にわたり生きがいを感じ、笑顔があふれるまちづくりを目指します」としています。

少子高齢化に伴い、核家族が増えている状況において、町内会やボランティア団体、民生委員をはじめとする地域福祉を推進する方々が、地域内での「つながり」を作ろうと積極的に活動していますが、近所の関係性は徐々に希薄になってきていると思われます。このため、私たち自身が地域の一員として、人のつながりについて、改めて見つめ直し、安心して暮らせる地域社会を構築することが必要となってきています。

本計画では最上位計画である総合振興計画の方針を踏まえ、町民、民間事業者、関係機関、関係団体が行政、町社会福祉協議会と連携し、つながり、支え合うことで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、基本理念を以下のとおり決めました。

三戸町地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本（共通）理念
つながりを大切に みんなで支え合うまち さんのへ

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、最終年度である令和7年度に達成すべき基本目標を掲げ、その達成に向けてそれぞれの活動方針を実施していきます。

基本目標1 地域福祉の基盤づくり

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、地域住民などが支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現のため、まず、地域における基盤を整える必要があります。

誰もが地域を構成する一員であることを認識し、近所づきあいや地域のつながりを深める中で、地域の課題に早期に気づき、その解決のために活動できるような基盤づくりを目指します。

基本目標2 孤立しない・させないまちづくり

誰に相談していいかわからない、信頼できる支援者がいない、周囲に迷惑をかけたくない、情報がないなど、様々な理由から困っている人が必要な支援につながっていないケースが多くあります。

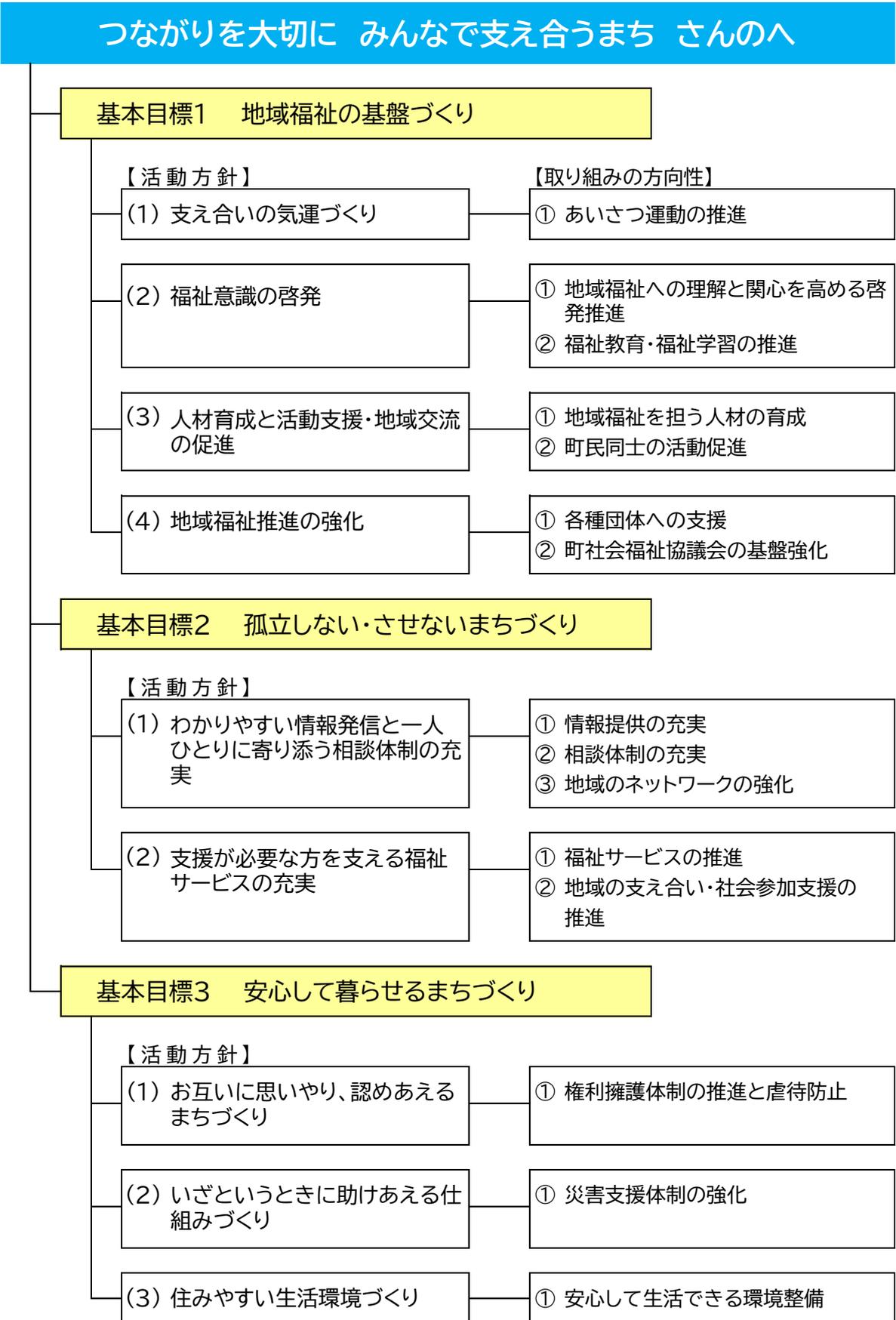
このため、誰もが地域において必要な情報を得られるよう、わかりやすいサービスの情報提供を図るとともに、身近なところで気軽に相談できる体制を整備し、サービスを利用したいときには、どなたでも利用できるような体制づくりを目指します。

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことは、すべての人に平等に与えられた権利です。しかし、高齢者や障がいのある人など、社会生活上の困難を抱えた人や虐待を受けている子どもにとって、自分らしく安心して暮らすことは容易ではありません。高齢者や障がいのある人、子どもの人権が守られる環境を整えるために、権利擁護の支援や虐待防止対策の強化を進めます。

3 施策の体系

基本理念



第4章 地域福祉推進施策の展開

基本目標1 地域福祉の基盤づくり

活動方針(1) 支え合いの気運づくり

□現状と課題

町民アンケートでは、隣近所との関わりについて、「会えばあいさつ程度の付き合い」という人が44.3%で前回(39.5%)より4.8%高くなっています。逆に「家族ぐるみで付き合っている、ある程度親しく付き合っている」という人は、48.4%で前回(56.3%)より7.9%下がっています。隣近所との関係が徐々に希薄になってきています。声かけあいさつ運動を通じて、身近な地域住民同士のつながりや心のふれあいを大切にする必要があります。

□取り組みの方向性

①あいさつ運動の推進

町の取り組み

- ・ 学校や関係機関・団体、町社会福祉協議会などと連携し、町全体の「声かけあいさつ運動」を推進します。
- ・ 声かけあいさつ運動を通じた、見守り・防犯活動の強化、地域コミュニケーションの向上を図ります。

町社会福祉協議会の取り組み

- ・ 町や関係機関、団体などと連携し、町全体の声かけあいさつ運動を推進します。

町民にお願いすること

- ・ 家庭内、地域など場所を問わず、声かけあいさつを積極的に行いましょう。

活動方針(2) 福祉意識の啓発

□現状と課題

町民アンケートでは、福祉について関心のある人が69.2%と高い数値となっています。地域福祉の基盤を積み上げていくためには、福祉に対する関心を常に持ってもらうことが極めて重要です。

子育て家庭やひとり暮らし高齢者、障がいのある人など、地域には様々な人が生活しています。このため、子どもから高齢者まで、すべての町民が、お互いを認め合い、尊重しながら支え合う意識を十分に浸透させていくことが必要です。

□取り組みの方向性

①地域福祉への理解と関心を高める啓発推進

町の取り組み

- ・ 地域福祉の必要性や活動事例を、町のホームページや広報などを通じて広く周知し、地域福祉活動の啓発を図ります。
- ・ 町民が地域福祉についての課題を話し合える対話の場を設けます。

町社会福祉協議会の取り組み

- ・ 地域福祉事業の実施と町社会福祉協議会が発行する広報などを通じて、地域福祉活動の必要性などを広く啓発し、普及と啓発を図ります。

町民にお願いすること

- ・ 町や町社会福祉協議会が発行・発信する福祉情報に関心を持ち、目を通しましょう。
- ・ 町内会を含む地区で実施される地域活動や、町社会福祉協議会の企画する地域福祉に関するイベントなどに積極的に参加しましょう。

②福祉教育・福祉学習の推進

町の取り組み

- ・ 幼少期から福祉の心を醸成するため、家庭、学校、関係機関・団体、町社会福祉協議会などと連携を強化し、福祉教育・福祉学習の機会を設けます。
- ・ 子育てや介護、障がいのある人など支援が必要な人の実態や具体的な支援方法などについての学習機会を提供し、町民主体の福祉活動へとつなげます。

町社会福祉協議会の取り組み

- ・ 小学生から高校生を対象に、高齢者疑似体験や福祉施設でのボランティア体験、障がい者との交流などの機会を提供し、将来を担う子

どもたちの福祉の心を育てます。

- ・ 地域や学校など教育関係者と連携を深めた福祉教育を実施します。

町民にお願いすること

- ・ 家庭をはじめ、隣近所など、身近なところで福祉について話し合ってみましょう。
- ・ 子どもから高齢者まで、福祉への関心を持ち、福祉について学びましょう。

活動方針(3) 人材育成と活動支援・地域交流の促進

□現状と課題

地域では、町内会、民生委員・児童委員、ボランティアなどが連携し、地域活動の担い手となっています。町民アンケートでは、地域活動やボランティアに参加している、したことがある人が 60.0%となっており、前回(42.8%)より 17.2%高くなりました。

一方、地域社会における人間関係の希薄化とともに、個人のライフスタイルの多様化など様々な理由により地域に目を向ける、あるいは地域活動に参加する余裕がないなど地域を取り巻く環境は変化しています。

町内会等の地域活動は身近な町民同士がふれあうことのできる重要な機会です。こうした機会を通じ、地域の身近な生活課題に気付き、話し合い、お互いを支え合える関係づくりを進めることが求められています。

また、地域住民の生活課題は多様化、複雑化し、個人や家庭の力だけでは解決できないことが多く、今後ますます身近な地域での支え合いや助け合いが必要になっています。このため、地域の福祉課題のニーズに即した人材の確保、育成は急務となっています。

□取り組みの方向性

①地域福祉を担う人材の育成

町の取り組み

- ・ 地域でのきめ細やかな福祉活動を推進するため、また、活動が過度な負担とならないよう民生委員・児童委員への支援を強化します。
- ・ 見守り活動など、民生委員・児童委員活動に必要な個人情報の提供や地域関係者との情報の共有化を図ります。
- ・ 民生委員・児童委員の活動を積極的に周知し、広く町民に協力を得られるようにします。
- ・ 関係機関、各種団体が活発な活動を行えるよう支援し、継続的で発展的な町民活動の推進を図ります。

町社会福祉協議会の取り組み

- ・ 研修会の開催等を通じて、ボランティア活動のやりがい、面白さを広く町民に知ってもらい、住民主体のボランティア活動の活性化とボランティアの育成、支援に努めます。
- ・ 町と町社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携を強化し、情報を積極的に発信し、担い手の拡充を図ります。

町民にお願いすること

- ・ 無理なくできる身近なことから活動を始めましょう。
- ・ 自分の知識や経験を福祉活動に生かしましょう。

②町民同士の活動促進

町の取り組み

- ・ 子育て支援、健康づくり、介護予防などを通じた、身近な地域における活動の活性化を図ります。
- ・ サロン活動やサークル活動など、交流機会を充実するとともに、町民同士の身近な情報交換や相談の場としての機能づくりを進めます。
- ・ 様々な世代が参加できる活発な地域交流活動を促すため、各種地域行事への支援を充実します。

町社会福祉協議会の取り組み

- ・ いつでも気軽に集まることができる、地域住民の集いの場として運営している常設型サロン「まちなかサロン」と「あんべ」の一層の利用促進に努め、地域住民のつながりを保ちます。
- ・ 町内会など各地域で実施するサロンを、助成金の交付や職員によるレクリエーション指導で支援し、住民主体の活動活性化を図ります。
- ・ 毎月開設するオレンジカフェの内容充実を図り、リピーターと新規参加者の確保に努めます。
- ・ 町内のオレンジカフェ登録団体の協議体であるオレンジカフェ連絡会に参画し、意見交換と情報共有を行います。

町民にお願いすること

- ・ 町内会などの活動に協力し、積極的に参加しましょう。
- ・ 身近な地域で住民同士が気軽に集まれる機会をつくりましょう。

活動方針(4) 地域福祉推進の強化

□現状と課題

町内会をはじめとして、福祉団体、NPOなどが地域福祉活動を展開しています。しかし、多くの団体では会員の減少によりその活動の縮小を余儀なくされ、今後も継続的に活動をするための対策が急務となっています。

また、地域福祉推進の中心となる町社会福祉協議会は、将来にわたり町民に期待される組織となるよう、その基盤の強化が求められています。

□取り組みの方向性

①各種団体への支援

町の取り組み

- ・ 財政基盤の弱い団体へ補助金を交付し、自主的な福祉活動の支援を行います。また、活動拠点となる公共施設は無料で開放します。
- ・ 団体運営に対する技術的助言を行います。

町社会福祉協議会の取り組み

- ・ 地域で活動する福祉団体の事務局業務を担い、活動を支援します。
- ・ 団体運営に対する技術的助言を行います。

町民にお願いすること

- ・ 会員の皆さんは仲間を増やすため、積極的に声掛けを行いましょう。
- ・ 町民の皆さんは積極的に団体の活動に参加しまししょう。

②町社会福祉協議会の基盤強化

町の取り組み

- ・ 町社会福祉協議会が主体となって実施する地域住民との協働による福祉活動を支援します。
- ・ 将来にわたり町民に期待される町社会福祉協議会となるよう事務局体制等の強化のため財政的支援を行います。

町社会福祉協議会の取り組み

- ・ 地域における民間地域福祉活動やボランティア活動振興のため、社協会費の安定的な確保に努めます。
- ・ 多様な福祉課題に対応できる人材の確保、育成に努めます。
- ・ 積極的に地域に出向き、地域の実情や課題の把握に努めます。

町民にお願いすること

- ・ 町社会福祉協議会の活動への理解を深めるため、町や町社会福祉協議会が発行・発信する福祉情報に関心を持ち、目を通しまししょう。

◇評価指標

指標	現状値（令和 2 年度）	目標値（令和 7 年度）
隣近所とあいさつをする人の割合	94.8%	100%
ボランティア活動・地域活動に参加したい人の割合	53.4%	63.7%
福祉に関心がある人の割合	69.2%	78.6%

基本目標2 孤立しない・させないまちづくり

活動方針(1) わかりやすい情報発信と一人ひとりに寄り添う相談体制の充実

□現状と課題

地域住民の生活課題は多様化、複雑化し、個人や家庭の力だけでは解決できないことが多く、身近な地域での支え合いや助け合いが必要になっています。町民アンケートでは、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、介護を要する高齢者が特に問題・課題を抱えていることが分かりました。また、福祉サービスの情報を入手できていない、あまりできていない人は69.2%にものぼり、情報提供が不足していることが分かりました。

核家族化の進行により、地域で孤立しがちな子育て世帯や、高齢者世帯が増加する中、支援が必要な人を早期に把握し、困ったときに適切に相談できるよう、情報提供の方法を検討するとともに、各種相談窓口の周知を強化し、多様な生活課題への相談にも対応できるよう充実を図ることが必要です。

□取り組みの方向性

①情報提供の充実

町の取り組み

- ・ 福祉サービスを必要としている人が、必要なサービス内容やサービス提供事業者などの情報が得られるよう、広報紙やパンフレット、ホームページなどの情報媒体を活用し、利用する側に立った効果的な情報を発信・公開します。
- ・ 地域福祉活動者が町の社会資源を有効活用できるよう、関係機関・団体、サービス提供事業者などと連携した情報提供を充実します。
- ・ 地域福祉活動の状況やボランティアニーズの発信など、町社会福祉協議会と連携した情報提供を強化します。

町社会福祉協議会の取り組み

- ・ 福祉サービスや福祉制度などの情報が適切に提供されるよう、広報紙である「社協だより」やホームページを活用して情報を発信します。
- ・ 町内会などを通じ、町社会福祉協議会の事業内容を説明するなど、身近な地域での情報提供を充実します。

町民にお願いすること

- ・ 町や町社会福祉協議会が発行・発信する福祉情報に関心を持ち、目を通しましょう。
- ・ 身近で情報を手に取りづらい人や困っている人に気づいたら、町や町社会福祉協議会などにつながりましょう。

②相談体制の充実

町の取り組み

- ・ 生活に関する不安や福祉サービスに関する相談、地域福祉活動に関する相談などをワンストップ的に受ける窓口の設置を検討します。

町社会福祉協議会の取り組み

- ・ 町民からの心配ごと、悩みごとに対し、研修を受けた相談員が助言を行います。
- ・ ほのぼの交流協力員、町内会、民生委員・児童委員等、関係機関との情報共有や福祉制度の周知を密にし、住民ニーズや社会資源の把握に努めます。
- ・ 困難な状況に身を置く相談者の気持ちに寄り添い、課題を一つずつ整理し、適切な関係機関につなぎます。
- ・ 制度の狭間や多重生活課題への早期発見・早期対応に向け、町や地域との連携により、既存の福祉制度では対応困難な課題解決に取り組む体制づくりを進めます。

町民にお願いすること

- ・ 困りごとを抱えている人がいたら、話を聴いてあげましょう。関係機関につなげましょう。
- ・ 一人で悩まず、早めに相談しましょう。
- ・ 相談窓口や民生委員・児童委員などの相談員の情報を把握し、地域に広めましょう。

③地域のネットワークの強化

町の取り組み

- ・ 制度の狭間や多重生活課題への早期発見・早期対応に向け、町社会福祉協議会や地域との連携により、既存の福祉制度では対応困難な課題解決に取り組む体制づくりを進めます。

町社会福祉協議会の取り組み

- ・ ほのぼの交流協力員、町内会、民生委員・児童委員等、関係機関との情報共有や福祉制度の周知を密にし、住民ニーズや社会資源の把握に努めます。
- ・ 困難な状況に身を置く相談者の気持ちに寄り添い、課題を一つずつ整理し、適切な関係機関につなぎます。
- ・ 制度の狭間や多重生活課題への早期発見・早期対応に向け、町や地域との連携により、既存の福祉制度では対応困難な課題解決に取り組む体制づくりを進めます。

町民にお願いすること

- ・ 困りごとを抱えている人がいたら、話を聴いてあげましょう。関係機関につなげましょう。
- ・ 一人で悩まず、早めに相談しましょう。
- ・ 相談窓口や民生委員・児童委員などの相談員の情報を把握し、地域に広めましょう。

活動方針(2) 支援が必要な方を支える福祉サービスの充実

□現状と課題

町民アンケートによると、生活上の困りごとを抱えたときや福祉サービスの利用が必要になったときの相談相手は「家族や親戚」が30.1%と最も高くなっています。このため、その家族が孤立してしまわないような相談体制の整備はもちろんのこと、支援を必要とする人が住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、地域との連携による保健・医療・福祉の総合的なサービス提供体制の充実が求められています。

また、制度による福祉サービスの提供だけでは解決できない生活課題も潜在化しているため、地域の特別なニーズを把握し、個々の生活課題へ対応できる仕組みを構築することが必要です。

□取り組みの方向性

①福祉サービスの推進

町の取り組み

- ・ 町の計画に基づき、地域の高齢者の生きがいづくりや介護予防事業を推進するとともに、高齢者や障がい者（児）が地域で安心して暮らしていけるよう地域包括ケアシステムの充実、成年後見人制度の利用促進、社会参加促進のための支援を行います。【高齢者福祉施策の充実】
- ・ 町の計画に基づき、障がい福祉サービスを充実するとともに、障がいのある方に創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を図ります。【障がい者施策の充実】
- ・ 町の計画に基づき、いつまでも健康で自立した生活が送れるよう、各年代に適した健康づくり、介護予防事業に取り組むとともに、こころの健康づくりの正しい普及・啓発や整備を進めます。【健康づくりの推進】
- ・ 町の計画に基づき、妊娠期から子育て期において切れ目のない子育て支援サービスを提供するとともに、地域との協働により子育て家庭を孤立させない環境づくりを進めます。【子育て支援の充実】

町社会福祉協議会の取り組み

- ・ 高齢者の生きがいづくりと社会参加促進のため、シルバー人材センターを運営するとともに、在宅福祉サービスの更なる充実を図ります。【高齢者支援事業の充実】
- ・ 障がい者の自立と社会参加の促進のため、地域活動支援センターあすもこっを運営するとともに、在宅福祉サービスの更なる充実を図ります。また、障がい者への理解、ノーマライゼーションの推進を図ります。【障がい者支援の充実】
- ・ 小中学校に入学したひとり親世帯への図書カードの贈呈を通じて、支援が必要になったときの相談間口を広げるよう努めます。また、

子どもが生まれた世帯に対して、その誕生を祝い、助成金を贈呈します。【子育て支援の充実】

町民にお願いすること

- ・ 地域に必要な福祉サービスを話し合い、町や町社会福祉協議会に提案しましょう。
- ・ 町や町社会福祉協議会などが発信する福祉情報に関心を持ち、福祉サービスについての理解を深めましょう。
- ・ 積極的に介護予防活動に参加し、健康寿命を延ばしましょう。

②地域の支え合い・社会参加支援の推進

町の取り組み

- ・ 民生委員・児童委員から地域の実情の要望を聞くほか、情報交換に努めます。
- ・ ひきこもりの相談窓口の周知を行い、ひきこもりに悩む本人や家族の相談を引き出し、関係機関と連携し、支援につなげます。
- ・ 生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援策を強化するために、就労その他の自立に関する相談体制を推進します。
- ・ 自殺予防に関する相談窓口の充実と啓発活動に努めます。

町社会福祉協議会の取り組み

- ・ 資金の貸し付けや食料品等の提供など、課題の解決、生活の再建のために必要な支援を関係機関と連携して推進します。
- ・ 困難な状況に身を置く相談者の気持ちに寄り添い、課題を一つずつ整理し、適切な関係機関につなげます。

町民にお願いすること

- ・ 一人ひとりが地域でコミュニケーションを図り、地域の中の異変や課題を話し合える関係を築いていけるように心掛けましょう。
- ・ 地域の中でさりげない声掛けや見守りを行い、必要に応じて関係者に橋渡しする意識を持ちましょう。

◇評価指標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
福祉サービスの情報を入力できている人の割合	57.1%	76.9%
困っている人がいるとき、近所や関係機関等に相談する人の割合	83.5%	95.1%

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

活動方針(1) お互いに思いやり、認めあえるまちづくり

□現状と課題

認知症や知的・精神障がい者等の理由により、その判断能力が低下した方々に対する権利擁護を目的とした成年後見制度の必要性と需要はさらに増えることが予想され、国の方針では、市民後見人の要請や活動の推進が求められています。

また、子育て・介護の疲れや経済的困窮などを原因とする虐待の相談・通報ケースが増えていることから、虐待の防止・早期発見、関係者間の適切な情報共有・連携を図ることが求められています。

□取り組みの方向性

①権利擁護体制の推進と虐待防止

町の取り組み

- ・ 認知症の方、知的・精神障がい者など、判断能力が十分でない方が、必要な権利擁護支援を受けることができるような地域連携ネットワークの構築を目指し、その仕組みづくりを検討します。
- ・ 権利擁護の推進のため、市民後見人の養成や活動支援を図ります。
- ・ 人権擁護委員と連携し、人権についての啓発活動を行います。
- ・ 子ども、高齢者、障がい者などへの虐待、DVに対して、相談窓口と通報先の周知・啓発を行い、適切な対応に努めます。
- ・ 乳児全戸訪問等で気になる家庭があった場合は、速やかに三戸町要保護児童対策協議会で協議を行います。

町社会福祉協議会の取り組み

- ・ 成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護に関する制度について普及啓発に努めます。
- ・ 判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援助とそれに伴う日常的な金銭管理、書類の預かり等による生活支援を行います。

町民にお願いすること

- ・ お互いの人権を尊重しましょう。
- ・ 不安を抱えている人や権利擁護が必要な人の情報を関係機関に提供しましょう。
- ・ 虐待などが疑われる場合は、関係機関に相談・通報しましょう。

活動方針(2) いざというときに助けあえる仕組みづくり

□現状と課題

町民アンケートでは、「災害が起きて避難支援が必要と思われる方」の問いに対し、「高齢者」44.0%、「障がいのある人」14.8%の回答となっています。さらには、「災害や緊急事態が発生した場合その備えとして重要なこと」の問いに対し、「日頃からのあいさつや声掛け、付き合い」が最も多く22.8%でした。災害時、緊急時には、隣近所の助け合いが必要であり、特にひとり暮らしの高齢者や障がいのある人などは、周りの人の支援が必要となってきます。また、高齢者や障がいのある方が一人で避難できるか不安に思っている人も相当数いるため、隣近所との日頃からの関わりを大事にするとともに、地域の防災訓練を行うなど、災害に対する備えをしておくことが重要です。

□取り組みの方向性

①災害支援体制の強化

町の取り組み

- ・ 避難行動要支援者を把握するため、名簿の登録を進め、台帳の更新整備に努めます。
- ・ 地域の防災活動を担う、自主防災組織の人材育成と体制強化を図り、未設置の地域については設立促進を実施します。
- ・ 避難所や危険箇所、災害情報の入手方法など、日頃の備えに対する周知徹底を図り、町民の防災知識の向上と防災意識の高揚に努めます。

町社会福祉協議会の取り組み

- ・ 町社会福祉協議会内にあるボランティアセンターについて、災害時におけるボランティア活動の中核としての機能充実に努めます。

町民にお願いすること

- ・ 日頃から防災に対する意識を深めましょう。
- ・ 日頃から隣近所同士のつながりを持ちましょう。

活動方針(3) 住みやすい生活環境づくり

□現状と課題

誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすためには、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めていくことが必要です。多くの町民が利用する建築物、道路、公園等の施設をすべての町民が快適に利用することができるよう、施設整備に関する配慮が必要です。

また、高齢化の進行により、買い物や通院など、自分の力で移動することが困難な人や、除雪、草刈りなど、日常生活上の支援を必要としている人が増加しています。

□取り組みの方向性

①安心して生活できる環境整備

町の取り組み

- ・ 公共施設の新築、改築の際にはバリアフリー化に努めます。
- ・ コミュニティバスの利用実態を把握し、利便性の向上を目指します。
- ・ 交通危険箇所の把握に努め、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設について計画的な整備を実施します。
- ・ 町を美しい景観を保つため、環境美化活動を推進します。

町社会福祉協議会の取り組み

- ・ シルバー人材センターの活動内容の周知を図り、日常生活上の支援を必要としている人へサービスを提供します。
- ・ 一般の公共交通機関を利用することが困難な方に対し、在宅福祉サービスを提供する場所又は医療機関まで送迎します。
- ・ 除雪作業が困難な方に対し、玄関から生活道路までの除雪を行います。
- ・ 食事の用意をすることが困難な方に対し、栄養バランスの取れた弁当を配達します。

町民にお願いすること

- ・ 地域の安全を確認し、必要に応じて危険箇所の改善を町に要望しましょう。

◇評価指標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
地域の防災訓練に参加したことがある人の割合	8.8%	17.6%
助けあいが必要だと思う人の割合	85.4%	100%

【資料編】

1 三戸町地域福祉計画等策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく三戸町地域福祉計画及び障害者の日常生活及び社会参加を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく三戸町障害福祉計画並びに児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく三戸町障害児福祉計画を策定することを目的に、三戸町地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）三戸町地域福祉計画の策定に関する事。
- （2）三戸町地域福祉活動計画の策定に関する事。
- （3）三戸町障害福祉計画の策定に関する事。
- （4）三戸町障害児福祉計画の策定に関する事。
- （5）その他策定に必要な事項に関する事。

（組織）

第3条 委員会は、委員14名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）福祉関係者
- （3）地域代表者
- （4）行政関係者
- （5）その他町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から、各計画の策定が終了したときまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(報償等)

第7条 委員が会議に出席したときは、予算に定める範囲内で報償及び費用弁償を支給することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

2 三戸町地域福祉計画の策定経過

日程	内容
令和2年9月14日	第1回三戸町地域福祉計画等策定委員会 ・組織会、諮問 ・地域福祉計画、地域福祉活動計画について ・障がい者、障がい児福祉計画について ・計画策定に係るアンケート調査について ・計画策定スケジュールについて
令和2年9月18日 ～10月16日	アンケート調査期間
令和3年1月26日	第2回三戸町地域福祉計画等策定委員会 ・アンケート結果報告 ・計画書素案協議
令和3年2月10日	第3回三戸町地域福祉計画等策定委員会 ・計画書修正案協議
令和3年2月15日 ～3月16日	パブリックコメントの実施 計画（案）に対する意見募集
令和3年3月23日	第4回三戸町地域福祉計画等策定委員会（書面会議） ・パブリックコメント実施結果報告 ・計画策定に係る答申について
令和3年3月25日	第2期三戸町地域福祉計画・地域福祉活動計画答申

3 三戸町地域福祉計画等策定委員会 委員名簿

委員委嘱期間：令和2年9月14日～令和3年3月31日

委員区分	所属団体	職名	氏名	備考
学識 経験者	八戸学院大学短期大学部 幼児保育学科	教授	天摩 雅和	会長
	三戸地方教育研究所	所長	友田 博文	
	三戸町校長会	会長	慶長 隆光	
福祉 関係者	三戸町身体障害者福祉会	会長	大向 信市	副会長
	三戸町社会福祉協議会	会長	関向 文男	
	三戸町民生委員児童委員協議会	会長	藤村 立夫	
	特定非営利活動法人 子育て支援ネットゆりかご	理事長	萩原 洋子	
	特定非営利活動法人 どんぐりの家	理事長	久慈 豊	
	特別養護老人ホーム鶴亀荘	施設長	原 佳毅	
地域 代表者	三戸町老人クラブ連合会	会長	山下 正一	
	三戸町町内会連合会	副会長	金崎 公正	
	三戸町連合婦人会	会長	伊達 よしえ	
行政	三戸町健康推進課	課長	井畑 淳一	
	三戸町住民福祉課	課長	中村 正	

第2期三戸町地域福祉計画・第2期三戸町地域福祉活動計画

発行	三戸町・社会福祉法人三戸町社会福祉協議会
発行年月	令和3年3月
編集	○三戸町役場住民福祉課 〒039-0198 青森県三戸郡三戸町大字在府小路町43 電話：0179-20-1151 FAX：0179-20-1100
	○三戸町社会福祉協議会事務局 〒039-0132 青森県三戸郡三戸町大字在府小路町17 電話：0179-22-0262 FAX：0179-23-4146